

一宮市地域新電力会社設立支援アドバイザー業務委託仕様書

第1章 総則

1 業務の名称

一宮市地域新電力会社設立支援アドバイザー業務

2 業務の目的

国では、2050年までのカーボンニュートラルの実現に向け、様々な事業に取り組んでおり、地方自治体の戦略的な参画・関与の下で小売電気事業を営み、得られる収益等を活用して地域の課題解決に取り組む「地域新電力会社」の設立等を支援する事業を実施している。

本市においても、民間事業者等と合同出資して、本市環境センターのごみ焼却発電による電気や市内の再生可能エネルギーによる電気を、公共施設等の市内の需要家へ供給することにより、「エネルギーの地産地消」、「二酸化炭素排出量の削減」、「資金の域内循環」を進め、得られる収益等を活用して地域の課題解決に取り組むことを目的とする地域新電力会社を設立する。

本業務は、地域新電力会社の事業運営を中心となって担うパートナー事業者の募集・選定や、参画事業者との協議・調整、事業計画の作成等の設立準備事務を行うことを目的とする。

3 委託期間

本業務の期間は、契約締結の日から令和5年3月31日までとする。

4 地域新電力会社設立に関する主なスケジュール（現時点での想定）

| | |
|--------------|-----------------------|
| 令和4年10月中旬までに | 一宮市の地域新電力会社への出資金額等の決定 |
| 令和5年 3月 | 地域新電力会社の設立登記 |
| 令和5年 7月 | 電力小売事業（公共施設への電力供給）の開始 |

第2章 共通仕様

1 適用の範囲

本仕様書は、本業務に適用されるものとする。なお、本仕様書に明記されていない事項であっても、本業務の遂行上必要と思われる事項については、本市と受託者の協議により決定するものとする。

2 業務内容

本業務の内容は、第3章特記仕様によるものとする。

3 業務体制

受託者は、常に本市との連絡を密にするとともに、十分な協議のもとで業務の円滑な遂行を図るものとする。また、受託者は、業務を実施するために業務責任者を定めるとともに、業務責任者は、本市との連絡調整、他の従事者の指揮監督を行うものとする。

4 疑義

本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、または本仕様書に定めない事項については、本市と受託者の協議により決定するものとする。

5 関係法令等

受託者は、本業務の遂行に当たっては、本仕様書に従うほか、関係法令等を遵守するとともに、関連計画等（国、県、本市等）との整合、調整に十分留意するものとする。

6 秘密の保持

受託者（再受託者、退職者等も含む）は、本業務の遂行上知り得た事項について第三者に漏らしてはならない。

7 個人情報の保護

受託者は、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理及び情報資産の保護のために必要な措置を講じなければならない。

8 成果物等の開示

受託者は、本市の承諾なく、成果物（未完成の成果物を含む。）を他人に閲覧、複写又は譲渡してはならない。

9 再委託の禁止

受託者は、業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ、本市の承諾を得た場合は、この限りではない。

10 資料の貸与

本業務の遂行上必要な資料の収集、調査等は原則として受託者が行うものとするが、本市から資料の貸与等を受けた場合、業務完了とともに返還、破棄等すること。なお、本市から資料の返却等の要求があった場合は、速やかに返却すること。

11 関係機関との協議

本業務の遂行上必要な関係機関との協議については、受託者の責任において適正に行うとともに、その内容を遅滞なく本市に報告するものとする。

12 議事録

受託者は、業務遂行に当たっての事務打合せ等の都度、その結果について整理し、書面をもって本市へ報告するものとする。

13 提出書類

受託者は、業務の着手及び完了にあたっては、以下の書類を提出し、本市の承認を受けるものとする。なお、承認された事項を変更しようとするときは、その都度、本市の承認を受けるものとする。

(1) 業務着手前まで

- ① 業務計画書
- ② 業務工程表
- ③ 業務体制表
- ④ 業務責任者通知書
- ⑤ 業務着手届

(2) 令和3年度末

- ① 業務完了報告書
- ② 成果品納品書
- ③ 成果品
 - ・委託業務成果報告書（電子データ）
 - ・その他関係書類（電子データ）

(3) 業務完了時（令和4年度末）

① 業務完了報告書

② 成果品納品書

③ 成果品

・委託業務成果報告書（製本） 1部

・委託業務成果報告書概要版 1部

・その他関係書類 一式

(4) その他業務遂行上必要とされる書類

14 打合せ

打合せは、業務着手前、中間、業務完了時、及び随時必要に応じて行うものとする。
なお、業務責任者は、業務着手時及び成果品納品時及び主要な打合せに出席するものとする。

15 審査

受託者は、業務完了後速やかに業務完了報告書を提出し、本市の検査を受けるものとする。成果品に不備等があった場合、受託者は速やかにこれを修正しなければならない。

16 契約不適合責任

引き渡された成果物が、種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであった場合、本市は引渡しを受けた日から1年以内であれば、契約不適合を理由とした履行追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額請求又は契約の解除をすることができる。

17 その他

業務の遂行に当たり使用する関係書類及びデータ等については、可能な限り最新のものを使用するとともに、出典・年月等を明記すること。また、各種資料や成果品の作成に当たっては、Microsoft Officeあるいはこれらと互換性のあるものを使用すること。

業務において使用する各種の資料・報告書等については、「一宮市の環境物品等の調達の推進等に関する基本方針」に基づく紙類を可能な限り使用すること。

業務の遂行に必要な経費については、全て受託者の負担とする。

第3章 特記仕様

1 実現可能性調査業務

地域新電力会社の設立に向け、電力需給に関する調査・事業性評価等の実現可能性調査を行うとともに、実現可能性調査・事業リスク等を踏まえた設立基本方針の検討を行う。

- (1) 地域新電力会社の設立に向けた実現可能性調査
 - ・ 公共施設等の電力需要調査
 - ・ 地産電源や再エネ電源等の電力供給可能量調査
 - ・ 需給バランスを踏まえた事業性の評価
 - ・ 地域新電力事業に参画意向のある民間事業者へのサウンディング調査等の調査等
- (2) 地域新電力会社の設立基本方針の検討
 - ・ 地域新電力会社設立の目的、運営体制及び事業化スケジュール等の検討
 - ・ 事業リスク（制度変更によるリスク、市場環境の変化によるリスク等）の把握及び対応策の検討
 - ・ (1)の実現可能性調査、地域新電力会社設立目的・事業リスク等を踏まえた設立基本方針の検討 等

2 パートナー事業者の募集・選定支援業務

地域新電力会社の設立に向け、会社の管理・運営能力等を備えたパートナー事業者の募集を行うとともに、会社の事業性・継続性を確保する適切な事業運営体制の構築を支援する。

- (1) パートナー事業者の募集に向けた検討
 - ・ 選定プロセス及び実施スケジュールの検討
 - ・ 募集要項及び選定基準の作成
 - ・ 庁内・議会向け説明資料等の作成 等
- (2) パートナー事業者の選定に係る審査委員会等の各種支援
 - ・ 審査委員の選定、審査に係る各種手続
 - ・ 審査委員の招聘に係る支援（謝金等含む） 等
- (3) パートナー事業者の審査の実施支援
 - ・ 募集要項等の公表後における質疑対応支援
 - ・ 提案書の整理（要約版の作成等）及び評価等に関する支援
 - ・ 審査委員会に関する各種資料の作成及び開催支援
 - ・ その他、審査の実施に必要な事務

3 地域新電力会社立ち上げ支援業務

選定されたパートナー事業者と地域新電力会社設立に向けた各種協議を実施する際に、本市のアドバイザーとして次に示す支援を実施する。なお、関係する法令手続等に係る関係機関との調整についても受託者にて実施すること。

- (1) 地域新電力会社設立に係る関係法令の手続等に関する事務
 - ・ 関係法令手続及び当該手続に関する関係機関等との調整
 - ・ 本市と参画事業者との間における「協定書」及び「合弁契約書」の作成支援 等
- (2) 本市と参画事業者との間における協議・調整支援
 - ・ 地域新電力会社への出資条件・内容に関する検討・調整
 - ・ 参画事業者との協議・調整支援 等
- (3) 地域新電力会社の事業計画の作成支援
 - ・ 地域新電力会社設立に伴う各種会議の運営支援
 - ・ 地域新電力会社が実施する地域還元事業の調整支援
 - ・ 会社の事業運営方針、営業・販売計画、損益計算・キャッシュフロー分析、事業リスク分析、資本金総額・構成比率、経営・組織体制等を網羅した会社の事業計画作成支援 等